

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業

募集要領

1. 目的

愛知県及び半田市、西尾市、蒲郡市、常滑市（以下「4市」という。）で構成する「外国人旅行者周遊促進モデル実証事業実施協議会」（以下「協議会」という。）では、中部国際空港（セントレア）を利用する外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）の県内周遊を促進することを目的とし、スタートアップ等の革新的な技術・サービスを活用した実証事業を実施する。

現在、セントレアを利用するインバウンドの多くが県内観光地を訪問しておらず、特に4市への訪問率は非常に低い状況にあることから、新たな需要喚起策の創出が求められている。

本事業では、スタートアップ等との官民共創により、実証を通じて社会実装を見据えたモデルの確立を目指す。

2. 事業概要

（1）公募内容

インバウンドの4市への周遊を促進する実証事業の企画・実施

（2）採択予定件数

3～4件程度（予定）

（3）実証事業費

総額：3,000万円（消費税込）

1件あたり上限：1,000万円（消費税込）

（4）実施期間

採択決定後から2027年3月5日（金）までの期間で、実証事業者が定める期間

3. 対象事業者

（1）対象事業者

- ・ スタートアップ
- ・ スタートアップを含む共同事業体（共同事業体を構成する者は法人に限る。）

【本事業におけるスタートアップの定義】

以下をすべて満たす法人とする。

- ・ 日本国内に本店又は主たる事業所を有していること
- ・ 設立後概ね10年以内であること
- ・ 革新的技術・ビジネスモデルにより成長を目指していること

ただし、次の各項いずれかに該当する事業者は、スタートアップに該当しないものとする。

- ・ 大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外）が、議決権の過半数を保有する法人
- ・ 特定の親会社又は支配法人の事業の一部門として設立された法人で、独立した事業判断を行っていないもの
- ・ 主たる事業目的が、地域内での既存商慣行の継続や安定的運営にとどまるもの

（２）対象外事業者

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4*の規定に該当する者
- ・ 応募受付期限において、愛知県、半田市、西尾市、蒲郡市、常滑市のいずれかから指名停止を受けている者
- ・ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けている者
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体
- ・ 国税及び地方税を滞納している者

*地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

4. 募集する提案内容

セントレアを利用するインバウンドの多くが4市を訪問していない一方で、セントレアの観光案内所には、入国直後や帰国直前の観光に関する相談が一定程度、寄せられている。この間際観光の需要を4市に取り込むため、以下の課題の一つ以上を解決する提案を募集する。

課題①：予約不要 or 直前予約可能、かつ短時間で楽しめる観光コンテンツの提供

入国直後や帰国直前に発生した観光需要であるため、予約不要、または直前予約が可能な観光コンテンツを造成する必要がある。また、長時間を要する観光コンテンツは間際観光のニーズにはマッチしていないことから、長くても数時間以内で楽しめる短時間の観光コンテンツである必要がある。

課題②：セントレアから入国するインバウンドへの情報発信

名古屋市等への初泊地へ向かうインバウンドに対して、初泊地へ行く前に、4市への訪問を促す情報発信を行う必要がある。

課題③：セントレアから帰国するインバウンドへの情報発信

セントレアから帰国するインバウンドに対して、セントレアへ行く前に、4市への訪問を促す情報発信を行う必要がある。

課題④：移動手段の提供や荷物問題の解消

セントレアから4市への移動や各市内の移動は、ほとんどの場合、利便性が高いとはいえない状態であるため、新たなモビリティや MaaS 等の提供により移動の利便性を高める必要がある。また、入国直後や帰国直前は大きな荷物を持って移動することが多いので、快適に4市での観光を楽しんでもらうためには、この荷物問題を解消する必要がある。

5. 評価の観点

以下の観点から、「社会実装を強く意識した提案」であるかどうかを総合的に評価する。

- ・ 実施体制の確実性
- ・ 課題解決性
- ・ 実現可能性（技術・運用面）
- ・ 新規性・革新性
- ・ 持続可能性（事業化・収益化の見込み）
- ・ 横展開可能性（他地域への展開）

6. 契約

本実証事業は、協議会が実証事業者に実証事業を委託することにより実施するので、協議会と実証事業者との間で委託契約を締結する。

（1）契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定に基づき、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、全額免除とする。

（2）共同事業体

応募は単独に限らず共同事業体でも可とする。この場合の要件は、以下のとおりとする。

ア. 共同事業体を構成する事業者のいずれかが、3（１）で規定するスタートアップであること

イ. 共同事業体を構成する事業者のすべてが、3（２）に規定する対象外事業者でないこと

なお、共同事業体を組む場合は、事前に構成事業者間で共同事業体協定書を締結し、共同事業体を代表する事業者が応募を行うこと。この場合、協議会は、共同事業体の代表事業者との間で委託契約を締結する。

また、共同事業体の代表事業者が愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、契約保証金は全額免除とする。

（３）契約方法

本件契約は電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）による契約を原則とするが、紙の契約も選択することができる。

7. 対象経費と対象外経費

実証事業費の対象経費と対象外経費は、以下のとおりとする。

（１）対象経費

経費項目		内容
人件費	人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張に要する経費
	会議費	事業を行うために必要な会議に要する経費（会場費、機材使用料等） （実証事業者内の会議に対する経費は除く）
	謝金	事業を行うために必要な謝金 （例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）
	備品費 （借料及び賃料）	事業を行うために必要な機器やサービス（ソフトウェア等）のリース又はレンタル、あるいはサービス利用等に要する経費
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（3 万円未満）の購入に要する経費 （ただし、本実証事業のみに使用されることが確認できるもの）
	広報・広告費	事業を行うために必要な広報や広告に要する経費 （例：パンフレット等の印刷製本費、Web 広告費等）
	補助員人件費	事業を行うために必要なアルバイト等に要する経費
	通信運搬費	事業を行うために必要な通信・電話料、及び機器

		等の運搬に要する経費
再委託費・ 外注費	再委託費・ 外注費	実証事業者が直接実施することができないもの、 又は適切でないものについて、他の事業者に再委託するの に要する経費 (他の経費項目に含まれるものを除く)

(2) 対象外経費

ア. 事業と直接関係しない経費

本実証事業と無関係な支出

既存業務の単なる維持費（通常運営費）

イ. 交付決定前に発生した経費

契約・発注・購入が「委託契約締結前」のもの

ウ. 汎用性・資産性の高いもの

一般事務用 PC・汎用備品のみの購入

単なるハード整備（目的と紐づかないもの）

エ. ランニング・経常経費

通常業務に要する人件費

光熱費・家賃・通信費などの共通経費

維持管理費・保守費など

オ. 税金・金融費用

消費税（仕入控除分）

各種税金・公課

利息・延滞金など

カ. 交際・福利厚生等

接待交際費、飲食費

福利厚生費

キ. 他の補助金等との重複

同一設備・同一事業で国や他の地方自治体の補助金等を受けている費用

ク. 根拠が不明確な支出

見積・契約・支払証憑が不十分

金額の妥当性説明ができない経費

8. 応募方法

応募者概要書（様式1）及び提案概要書（様式2）を 2026年7月10日（金）まで に、以下の電子メールアドレス宛に送信すること。様式の合計ファイルサイズが2メガバイトを超える場合は、適切なオンラインストレージサービスを利用して送信すること。

9. スケジュール

6月12日（金）	ガバメントピッチ 会場：銀波荘（愛知県蒲郡市西浦町大山 25） ＊オンライン参加も可、アーカイブ配信あり ガバメントピッチ後、応募受付開始
7月10日（金）	応募締め切り
7月24日（金）	第一次審査（書面審査）の結果通知
7月30日（木）	第一次審査通過者との個別面談 提案内容についての確認と必要に応じて変更協議を実施 会場：銀波荘（愛知県蒲郡市西浦町大山 25） ＊オンラインでの面談も可 ＊具体的な時間は、第一次審査通過者と調整 ＊原則として7月30日（木）に実施するが、 別日時（7月30日より前に限る。）についても応相談
8月26日（水）	第二次審査（最終審査） 面談を受けて変更した提案内容について、対面審査を実施 会場：銀波荘（愛知県蒲郡市西浦町大山 25） ＊オンライン出席も可 ＊具体的な時間は、第一次審査通過者と調整
9月上旬	第二次審査（最終審査）の結果通知
9月上旬	協議会と最終審査通過者（実証事業者）との契約締結 締結後、実証事業を開始
3月5日（金）	実証事業期間の終了
3月中下旬	成果報告会 会場：平野屋（愛知県蒲郡市三谷町南山 1－21） ＊実証事業者は <u>現地参加必須</u> （やむを得ない場合のみ応相談）
3月下旬	協議会に報告書提出 契約期間満了、請求書受付（支払いは4月下旬頃）

10. 問合せ

（1）申込方法、スケジュールに関すること

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業ガバメントピッチイベント運営事務局
（委託事業者：株式会社イノベーションパートナーズ）

電話：050-3637-7579 メール：aichi-inboundpoc@innovation-partners.jp

（2）外国人旅行者周遊促進モデル実証事業全般に関すること

外国人旅行者周遊促進モデル実証事業ガバメントピッチイベント運営事務局
（愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課魅力発信グループ内）

電話：052-954-6476 メール：kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp